森林法に基づく

林地開発許可申請の手引き

大田原市

目 次

1	かし		
1	趣	日	1
2	許	可の対象となる森林	
5	許	可の対象となる開発行為と規模	
4	許	可の基本的事項	
5	許	可の条件	2
6	意	見の聴取	
7	監	督処分	
8	許 許	可の対象外	
Ç	機 [能の高い森林	
1	0 不月	服申立及びその特例	3
1	1 罰身	到	
П	林地	開発許可の事務手続き	
1	申	請に当たっての留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	2 申記	請書に必要な主な書類	
3	申詞	請書類の規格等	
4	申	請書類の提出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	· 標	準処理期間	
6	許	可後の手続きについて	
	(1)	事業に着手したとき	
	(2)	開発計画の変更について	
	(3)	開発行為の一時中止又は廃止	
	(4)	地位の承継	
	(5)	災害の発生	
	(6)	開発行為が完了したとき	
Ш	審査基	基準	
第 1		般的事項 ·····	7
第2	法法	定事項	9
1	災	害の防止関係(法第10条の2第2項第1号関係)	
	(1)	切土・盛土・捨土関係	
	(2)	よう壁の設置	11
	(3)	法面の保護	12
	(4)	えん堤の設置	13
	(5)	排水施設の設置	
	(6)	洪水調整池等の設置	15
2	水	害の防止関係(法第10条の2第2項第1号の2関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	(1)	洪水調整池の設置	
3	水	の確保関係	17
4	環境	境の保全関係	18
	(1)	残置森林の配置	
	表	4 事業目的別の森林配置等基準	19
	降	雨強度式一覧表	23

IV 林地開発許可申請書に添付する計画書及び関係図書	
第一 細則第3条に規定する計画書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第二 その他知事が必要と認める書類	32
第三 細則第2条及び第3条に規定する図面 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
第四 添付する計算書等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
V 様式	
林地開発許可申請書	41
様式第1号(第4条関係)(工事着手届出書)	42
様式第2号(第5条関係)(林地開発許可済標識)	43
様式第3号(第6条関係)(工事完了届出書)	44
様式第4号(第7条関係)(開発行為承継届出書)	45
様式第5号(第8条関係)(林地開発計画変更許可申請書)	46
様式第6号(第8条関係)(林地開発計画変更届出書)	47
様式第7号(第9条関係)(災害発生届出書)	48
様式第8号(第10条関係)(開発行為の一時中止・廃止届出書) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
VI 参考様式	
参考様式1 (開発行為施行同意書)	51
参考様式2 (隣接地(近接地)所有者同意書)	52
参考様式3 (開発行為チェックリスト)	53
参考様式4 (調整池計画諸元一覧表)	54
Ⅷ 洪水調整池の設計について (参考)	
1 洪水調整池の設計手順	57
2 洪水調整池の設置	59
3 洪水調整池の設計	
4 調整池の構造	61
関係法令等の抜すい	
森林法(抄)	64
森林法施行令(抄)	68
森林法施行規則(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
IX 一問一答 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	78
77	c -
X 用語の説明 ····································	85

I 林地開発許可制度について

1 趣旨

森林は、木材を供給するだけでなく、水を育み、災害を防ぎ、心に安らぎや潤いを与えるなど、 私たちの生活にとってとても大切な働きをしています。これらの働きを森林の公益的機能といい ます。

私たちの生活を豊かにするため未利用地の開発は必要ですが、もし、無秩序な開発が行われると、これらの森林の持つ大切な働きが損なわれ、その結果災害が発生したり、生活を豊かにするための開発行為がかえって生活環境を悪化するおそれがあります。また、壊してしまった森林の回復には多くの困難と長い年月を要します。

このため、森林において開発行為を行うにあたっては、森林の公益的機能を阻害しないよう適 正に行う必要があります。

そこで昭和49年に森林法(以下「法」という。)の一部が改正され、1ha(令和5年4月1日から太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha)を超える森林を開発する場合には、知事の許可を受けなければならないとする「林地開発許可制度」が創設され、昭和49年10月31日から施行されています。

※ 大田原市では、平成21年4月1日から林地開発許可の権限が栃木県知事から移譲され、市 長の許可権限となりました。

2 許可の対象となる森林(法第10条の2第1項)

許可の対象となる森林は、法第5条の規定に基づく「地域森林計画対象民有林」です。

ただし、保安林並びに保安施設地区の区域内の森林は除かれますが、別途保安林解除等の手続きが必要となります。

[参考] 開発しようとする土地が地域森林計画対象民有林かどうかは、県環境森林部環境森林 政策課、県北環境森林事務所、市農林整備課に備えてある森林計画図で確認できます。

3 許可の対象となる開発行為と規模

許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形状を変更する行為」で「開発行為の規模が1ha(太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha)を超えるもの」です。

なお、道路のみの新設又は改築の場合、路肩、曲線部等の拡幅部分を除く有効幅員が3mを超えるもので、土地の形質を変更する面積が1haを超える行為が対象となります。(法施行令第2条の3)

開発行為面積が1ha(太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha)以下の場合は、法第10条の8に基づき、「伐採及び伐採後の造林届出書」の提出が必要となります。(提出先は市農林整備課)

4 許可の基本的事項

開発行為の許可申請があったときには、次の事項について審査を行い、全てに該当しない場合 は開発行為を許可することとなります。(法第10条の2第2項)

- (1) 周辺地域に土砂の流出や崩壊等の災害を発生させるおそれがあること
- (2) 水害防止機能に依存する地域に水害を発生させるおそれがあること
- (3) 周辺地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること
- (4) 周辺地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること

5 許可条件

市長は、開発行為の許可に条件を付すことができます。

この許可の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要な最小限度のものです。 (法第10条の2第4項及び第5項)

6 意見の聴取

市長は、開発行為の許可をしようとするときは、栃木県森林審議会の意見を聴かなければなりません。(法第10条の2第6項)

なお、市には土地利用調整基本計画等の土地利用計画がありますので、都市計画課(TEL0287 -23-8711)と事前に十分協議のうえ計画をすすめる必要があります。

7 監督処分

市長は、次のいずれかに該当する者に対し、開発行為の中止や復旧に必要な行為を行うことを 命じることができます。(法第10条の3)

- (1) 許可を受けないで開発行為を行った者
- (2) 許可条件に違反して開発行為を行った者
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けて開発行為を行った者

8 許可の対象外

次のいずれかに該当する開発行為の場合には、林地開発許可の申請は不要です。(法第10条の 2第1項)

ただし、(1)又は(3)に該当する場合には、あらかじめ市長と協議することが必要です。

- (1) 国又は地方公共団体が行う場合
- (2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で森林法施行規則第3条に定める事業を施行する場合

9 機能の高い森林の保全

次に掲げる森林は、「4 許可の基本事項」に掲げた事項に該当する場合が多いと考えられます ので、できる限り避けるよう努めてください。

- (1) 地域森林計画において樹根及び表土の保全に特に留意すべきものとして定められている 森林
- (2) 地域森林計画において森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定めされている森林
- (3) 市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域内に存する森林

10 不服申立て及びその特例

(1) 不服申し立てについて

法第 10 条の 2 に規定する処分に不服がある場合、行政不服審査法(平成 26 年法律第 6 8 号)に基づき、市長に対して審査請求をすることができます。

(2) 取消訴訟について

法第10条の2に規定する処分に不服がある場合、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づき、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(3) 不服申立の特例について

法第 10 条の 2 に規定する処分に不服がある場合のその不服の理由が、鉱業、採石業又は 砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記(1)の審査請求に代えて、公害等 調整委員会に対して不服の裁定の申請をすることができます。(法第 190 条)

また、この場合における訴えについては、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

11 罰則

法第10条の2 (開発行為の許可) 第1項の規定に違反し開発行為をした者や、法第10条の3 (監督処分) の規定による命令に違反した者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。(法第206条)

Ⅱ 事務手続き

1 申請にあたっての留意事項

(1) 大田原市の定める「大田原市開発行為等指導要綱」(平成17年告示第115号)の適用を 受ける場合には、市都市計画課との事前協議が必要となります。

また、5ha以上の土地について、開発事業等を行おうとする場合は、県の定める「土地利用に関する事前指導要綱」(昭和50年栃木県公報第76号)等の適用を受けますので、県地域振興課(TEL028-623-2267)との事前協議を終了してから林地開発許可申請をしてください。

- (2) 廃棄物処理施設の設置等をしようとする場合は、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」(平成10年栃木県公報号外第43号)に基づく事前協議が必要となりますので、栃木県廃棄物対策課(県北環境森林事務所)との事前協議を終了してから林地開発許可申請をしてください。
- (3) 太陽光発電施設の設置をしようとする場合は、「大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づく手続きが終了してから林地開発許可申請をしてください。
- (4) 洪水調整池等の設計に関する事項については、放流河川等の管理者の同意が必要です。
- (5) 他の法令等の許認可等を必要とする場合は、許可書等の写し又は手続中を証する書類を申請書に添付してください。

2 申請に必要な書類

申請に必要な書類は下記のとおりですが、添付書類等があります。詳細は (P.26) 以降を確認 してください。

- (1) 林地開発許可申請書 (P.41)
- (2) 開発行為に関する計画書及び添付図面 (P.26~38)
- (3) 開発行為をしようとする区域の土地の所有者その他権限を有する者の同意書 (P.51)
- (4) 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (5) 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類

3 申請書類の規格等

- (1) 申請書等は、原則としてA4版の大きさとし、設計図書類は屏風折りにしてください。
- (2) 設計図書類には、それぞれ見やすい場所に見出しを付け、番号、図書名、縮尺等を記載した図書目録を添付してください。また、断面図など同番号で2葉以上となる場合の図書は、 枝番号を付けてください。
- (3) 図面には、必ず方位、縮尺、凡例を明示してください。
- (4) 登記事項証明書等は、申請3ヶ月以内のものを提出してください。

4 申請書類の提出

申請書類を2部、市農林整備課に提出してください。

5 標準処理期間

申請書の処理期間(申請書が市農林整備課に提出された日から当該申請に対する処分を行うまでの日数)は、80日を標準とします。

ただし、当該期間には、申請者が申請書類等を補正するために要する日数は含まれません。

6 許可後の手続きについて

(1) 事業着手したとき

許可を受けた開発行為に係る事業に着手したときは、「工事着手届出書」(様式第1号)を遅滞なく提出してください。(P.42)

また、事業の期間中(開発行為の許可を受けた日から工事完了の日まで)は開発する土地に通じる主要な取り付け道路の付近で、かつ、当該許可に係る工事現場・事業場の見やすい場所に、「林地開発許可済標識」(様式第2号)を掲示してください。(P.43)

なお、次の(2)に規定する開発計画の変更があった場合で、当該標識の内容に変更があった場合は、速やかに当該標識の記載内容を修正してください。

(2) 開発計画の変更について

許可を受けた開発行為に関する計画を変更しようとするときは、「林地開発計画変更許可申請書」(様式第5号)を提出し、許可を受けなければなりません。(P.46)

ただし、森林法施行細則(昭和50年栃木県規則第1号)第8条第1項各号に該当する場合には、「林地開発計画変更届出書」(様式第6号)を提出することになりますので、事前に協議してください。(P.47)

(3) 開発行為の一時中止又は廃止

開発事業者は、開発行為を一時中止又は廃止しようとするときは、災害の発生を防止するための措置を講じた後、「開発行為一時中止(廃止)届出書」(様式第8号)を市長に提出し、確認調査を受けなければなりません。(P.49)

確認調査の結果、防災施設等の措置が必要と判断したときは、具体的な是正の指示を行います。

(4) 地位の承継

開発行為に係る事業について、譲渡、相続、合併その他の理由により、開発事業者から開発 許可に係る地位の承継が行われたときは、速やかに「開発行為地位承継届出書」(様式第4号) を提出してください。(P.45)

(5) 災害発生

開発行為中に災害が発生した場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに「災害発生届出書」(様式第7号)を提出しなければなりません。(P.48)

※災害とは、開発区域において土砂流出や出水などにより、開発区域の周辺に被害を及ぼすことをいいます。

(6) 開発行為が完了したとき

「工事完了届」(様式第3号)を遅滞なく提出し、確認調査を受けなければなりません。(分割して確認調査を受けようとするときは、事前に分割の手続きが必要です。)(P.44)

この確認調査の結果、許可の内容に適合して完了していることを確認したときは、その旨を 通知します。

Ⅲ 審査基準

第1 一般的事項

- 1 次の事項のすべてに該当し申請に係る開発行為を行うことが確実であること。
 - (1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後延滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。
 - (2) 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数同意を申請者が得ていることが明らかであること。
 - ※「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有する すべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得るこ とができると認められる場合を指すものとする。
 - (3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は県条例に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。
 - (4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。
- 2 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること (法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参考にして決められた ものであること) が明らかであること。
- 3 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合に は、全体計画との関連が明らかであること。
- 4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等 の事後措置が適切に行われることが明らかであること。
 - ※「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林(植栽)の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいいます。
- 5 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がな されていることが明らかであること。

※例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、 開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されている こと等が該当します。

6 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住 民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないよう適切な配慮がなされていること が明らかであること。 ※例えば、開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当します。

7 開発行為をしようとする森林の区域(開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は 隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をい う。)内に残置し、若しくは造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかである こと。

※「善良に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等をいいますが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努める必要があります。

第2 法定事項

1 災害の防止

(法第10条の2第2項第1号)

開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

(1) 切土・盛土・捨土関係

- A 開発行為が原則として現地形にそって行われること及び開発行為による土砂の移動量 が必要最小限度であることが明らかであること。
- B 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときは、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれがないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられていることが明らかであること。
- ① 利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は1haあたりおおむね1,000㎡以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホールあたりおおむね200万㎡以下であること。
- ② 工法等は、次によるものとする。
 - ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
 - イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるもので あること。
 - ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の 措置が講ぜられていること。
 - エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雪等により災害が生ずるおそれの ないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。
- ③ 切土は次によるものであること。
 - ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘 案して現地に適合した安全なものであること。
 - イ 土砂の切土高が10mを超える場合には、原則として5mないし10m毎に小段が 設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられて いること。
 - ウ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべり が生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

- ④ 盛土は、次によるものであること。
 - ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5 mを超える場合には、勾配が35度(1:1.43)以下であること。
 - イ 一層の仕上がり厚は 30cm 以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、 必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措 置が講ぜられていること。
 - ウ 盛土高が5mを超える場合には、原則として5m毎に小段が設置されるほか、必要 に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
 - エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。
- ⑤ 捨土は次によるものであること。
 - ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。 この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人 家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。
 - イ 法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ土砂の流出のおそれがないものとする。
 - ※土砂の汚染と災害の発生防止を目的として「土砂等の埋め立て等による土壌の汚染 及び災害の発生の防止に関する条例」が次のとおり施行されています。
 - ○栃木県条例(平成11年4月):外部から土砂等を搬入して、面積3,000㎡以上の埋立や盛土を行う場合は、あらかじめ知事の許可を受ける必要があります。詳細については、県庁資源循環推進課(TEL028-623-3228)にお問い合わせください。
 - ○大田原市条例(平成18年12月):外部から土砂等を搬入して、面積1,000㎡以上の埋立や盛土を行う場合は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。 詳細については、市生活環境課(TEL0287-23-8706)にお問い合わせください。
- ⑥太陽光発電施設の設置を目的とする場合、次の事項が明らかであること。
 - ○自然斜面への設置について

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置するものであること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合も、土砂の流出又は崩壊その他の 災害防止の観点から、必要に応じて適切な防災施設を設置すること。

(2) よう壁の設置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が「切土・盛土・捨土」の基準によることが困難であるか、若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、よう壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

A 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の①又は②に該当する場合をいう。

ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つためによう壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

① 切土により生ずる法面の勾配が30度(1:1.73)より急で、かつ、高さが2mを超える場合。

ただし、硬岩壁である場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合にはこの限りでない。

- ア 土質が表1の左欄(土質)に掲げるものに該当し、かつ、当該土質に応じた法面の勾配が同表の(X)欄の角度以下のもの。
- イ 土質が表1の左欄(土質)に掲げるものに該当し、かつ、当該土質に応じた法面の勾配が同表の(X)欄の角度を超え、同表の(Y)欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの。この場合において、アに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、アに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

表 1

土 質	よう壁等を要しない 勾配の上限(X)	よう壁等を要する 勾配の下限(Y)
軟岩 (風化の著しいものを除く)	60 度(1:0.58)	80 度(1:0.18)
風化の著しい岩	40 度(1:1.19)	50 度(1:0.84)
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	35 度(1:1.43)	45 度(1:1.00)

- ② 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1mを超える場合。
- B よう壁の構造上の基準は次のいずれにも適合するものであること。
 - ① 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によってよう壁が破壊されないこと。
 - ② 土圧等によってよう壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
 - ③ 土圧等によってよう壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上

であること。

- ④ 土圧等によってよう壁が沈下しないこと。
- ⑤ よう壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

(3) 法面の保護

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、渓流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。

- A 法面保護は、植生による保護(実播工、伏工、筋工、植栽工等)を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護(吹付工、張工、法砕工、柵、網工等)が行われるものであること。
- B 表面水、湧水、渓流等により表面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又はよう壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合におけるよう壁の構造は、(2) B によるものであること。

(4) えん提の設置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある区域には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有する、えん提等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられていることが明らかであること。

- A えん提等の容量は、次の①及び②により算定された開発行為に係る土地の区域からの 流出土砂量を貯砂しうるものであること。
 - ① 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域 1 h a あたり、1年間に特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では 200 m 。 脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では 600 m 。 それ以外の場合では 400 m を標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。
 - ② 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。
- B えん提等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に接近した位置であること。
- C えん堤等の構造は、「治山技術基準」(昭和 46 年 3 月 13 日付け 46 林野治第 648 号林野庁長官通達)によるものであること。
- D 「災害が発生するおそれがある区域」については表2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次のア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表2に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めるものとする。
 - ① 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。
 - ② 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる渓流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表 2

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	
地すべり危険地区	山地災害危険地区調査要領
崩壊土砂流出危険地区	

③ 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について別記1の計画書に必要な事項を記載すること。

(5) 排水施設の設置

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び 構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

A 排水施設の能力は、次によるものであること。

- ① 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次のア及びイにより、流量は原則としてマニング式により求められていること。
 - ア 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。

- イ 前式の適用にあたっては、次のaからcまでによるものであること。
 - a 流出係数は、表3を参考にして定められていること。
 - b 設計雨量強度は、次のcによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいっ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。
 - c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表4を参考として用いられていること。

表3

地表状態	区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林	也	$0.6 \sim 0.7$	$0.5 \sim 0.6$	$0.3 \sim 0.5$
草	也	$0.7 \sim 0.8$	$0.6 \sim 0.7$	$0.4 \sim 0.6$
耕土	也	_	$0.7 \sim 0.8$	$0.5 \sim 0.7$
裸	也	1.0	0.9 ~ 1.0	0.8 ~ 0.9

(注)表の区分欄の浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、 同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地 は浸透能大として差し支えない。

表 4

流域面積	単位時間
50ha 以下	10分
100ha 以下	20 分
500ha 以下	30 分

- ② 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ水 による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じてAに定めるも のより大きく定められていること。
- ③ 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。
 - B 排水施設の構造等は、次によるものであること。
 - ① 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり漏水が最小限度となるよう措置されていること。
 - ② 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要な桝又はマンホールの 設置等の措置が講ぜられていること。
 - ③ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。
 - ④ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は排水施

設等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

C 太陽光発電施設の設置を目的とする場合、太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次によるものであること。

① 排水施設の断面について

太陽光パネル等を設置する箇所については、A の表3によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を次の表のとおりとしていること。

区 分 地表状態	浸	透	能	小	浸	透	能	中	浸	透	能	大
太陽光パネル等		1	. 0		(0.9~	~ 1.0)		0	. 9	

(注)表の区分欄の浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は、浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

ただし、太陽光パネル等の下に防草シート等を設置するなど地表が不浸透性の 材料で覆われる場合は、流出係数を 1.0 とすること。

② 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、上記 B の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

(6) 洪水調整池等の設置

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

洪水調整池等の基準については、「2 水害の防止」の項を参照のこと。

(7) その他

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しく はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

2 水害の防止

(法第10条の2第2項第1号の2)

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、開発行為により当該機能 に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

(1) 洪水調整池等の設置

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

A 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調整できるものであること。ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすること。

また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。 洪水調節池の「必要な堆砂量」とは、開発行為に係る土地の区域 1 へクタール当たり 1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには 200 ㎡、脆弱な土壌で 全面的に侵食のおそれが高いときには 600 ㎡、それ以外のときには 400 ㎡を標準とする。

※ 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該 開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を 安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能 力からして、30年又は50年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける 地点とする。

なお、当該地点の選定にあたっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているも のでなければならない。

B 洪水吐(余水吐)の能力は、コンクリートダムにあっては、200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあっては、コンクリートダムのそれの1.2倍以上のものであること。

ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、1 00年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと市が認める 場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

C 洪水調節の方式は、原則として**自然放流方式**であること。やむを得ず浸透型施設として

整備する場合については、研究機関等の第三者による地質調査等により浸透型施設でも問題がない明確な根拠を示すと共に、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

- D 開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防 災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかに するとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- E 開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂 の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

3 水の確保

(法第10条の2第2項第2号)

開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

- A 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。
 - ※ 導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者 の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものである こと。
- B 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が講ぜられることが明らかであること。

4 環境の保全

(法第10条の2第2項第3号)

開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、開発行為により当該森林 周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

- A 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。
- B 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。
 - ※「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物を含むものとする。 また「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。
- C 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に 市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生じる 法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業
- ① 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、**森林又は緑地を現況のまま保全することを原則**とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積 に対する割合は表5の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によ るものとする。

また、**残置し又は造成する森林又は緑地は**、表5の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表 5 に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表 5 に準じて適切に措置されていること。

- ※ 住宅団地の造成に係る「緑地」には、当面、次に掲げるものを含めることとして 差し支えないものとする。
- ア 公園・緑地・広場
- イ 隣棟間緑地、コモン・ガーデン(中庭)
- ウ緑地帯、緑道
- 工 法面緑地
- オ その他上記に類するもの

表 5

		1
 開発行為の目的	事業区域内において 残置し又は造成する	森林の配置等
	森林又は緑地の割合	Will or Hole (1
別荘地の造成	残置森林率はおおむ	1 原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の
	ね60%以上とする。	残置森林又は造成森林を配置する。
		2 1 区画の面積はおおむね 1,000 ㎡以上とし、
		建物敷等の面積はそのおおむね 30%以下とす
		る。
スキー場の造成	残置森林率はおおむ	1 原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の
	ね60%以上とする。	残置森林又は造成森林を配置する。
		2 滑走コースの幅はおおむね 50m以下とし、
		複数の滑走コースを並列して設置する場合は
		その間の中央部に幅おおむね 100m以上の残
		置森林を配置する。
		3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は
		1箇所当たりおおむね5ha以下とする。
		また、ゲレンデ等と駐車場等との間には幅お
		おむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配
		置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね	1 原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の
	50%以上(残置森林率	残置森林又は造成森林 (残置森林は原則として
	はおおむね 40%以上)	おおむね 20m以上)を配置する。
	とする。	2 ホール間に幅おおむね 30m以上の残置森林
		又は造成森林 (残置森林はおおむね 20m以上)
		を配置する。
宿泊施設、レジ	森林率はおおむね	1 原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の
ャー施設の設置	50%以上(残置森林率	残置森林又は造成森林を配置する。
	はおおむね 40%以上)	2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね
	とする。	40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を
		設置する場合は極力分散させるものとする。
		3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当た
		りの面積は、おおむね 5ha以下とし、事業区
		域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅
		おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を
		配置する。

開発行為の目的	事業区域内において 残置し又は造成する 森林又は緑地の割合	森林の配置等
工場、事業場の 設置 (太陽光発電施 設の設置を除 く)	森林率はおおむね 25%以上とする	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 h a 以上の場合は原則として周辺部に幅お おむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配 置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部 に森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおお むね 20 h a 以下とし、事業区域内にこれを複 数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね2 5パーセント(残置森 林率はおおむね15 パーセント)以上とす る。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残地森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。また、稜線の一体性を維持するため、尾根部については原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残地森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20%以上とする。(緑 地を含む)	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。

土石等の採掘	1 原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の
	残置森林又は造成森林を配置する。
	2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化
	及び植栽する。
	また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部に
	は必要に応じ客土等を行い植栽する。

(注)

- 1 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を 除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩切土面 等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割 合をいう。
- 3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗 降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
- ② 造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を 講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1m以上の高木性樹木を、表6を標準と して均等に分布するよう植栽する。

なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表 6

樹高	植栽本数(1ha当たり)
1 m以上の場合	2,000本以上
2 m以上の場合	1,500本以上
3 m以上の場合	1,000本以上

- ③ 開発行為の目的については、次のおとりとする。
 - ア 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
 - イ ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態 等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取り扱うものとする。
 - ウ 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する 施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニア ム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取り扱うものとする。
 - エ レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。

- オ 工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
- ④ 表5に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場、事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設、レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。
- ⑤ 残置森林等の配置等は原則次のとおりとする。
 - ア 1 事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林等は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界に幅おおむね30mの残置森林等を配置するものとする。

- イ 工場、事業場及びレジャー施設の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれ、おおむね20ha以下、おおむね5ha以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保するが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ20ha、5haを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- ウ 開発行為の目的が「太陽光発電施設の設置」の場合、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすること。

降雨強度式一覧表

	10年確率	
時間雨量	特性係数値	降雨強度式
R 10	$\beta \frac{10}{10}$	I10
60	2.25	5,400 t +30

	30年確率	
時間雨量	特性係数値	降雨強度式
R 30	$\beta \frac{10}{30}$	I30
75	2.00	$\frac{7,500}{t+40}$

	100年確率	
時間雨量	特性係数値	降雨強度式
R 100	$\beta \frac{10}{10}$	I10
130	2.43	11,050 t +25

降雨強度式の算出は土木学会発表(S43.3)「下水道雨水流出に関する研究報告書」中の 降雨統計資料より特性係数法にて、タルボット式を算出した。

【特性係数法】
$$I_N = R_N^{60} \cdot \beta_N^{10} = R_N^{10} \cdot \frac{a}{t+b}$$

$$\begin{bmatrix} a \cdot = b + 60 \\ b = (60 - \beta_N^{10} \cdot 10) / (\beta_N^{10} - 1) \end{bmatrix}$$

I_N: H 年確率降雨強度式

R_N⁶⁰: H 年確 60 分間降雨量

 $\beta_{N^{10}}: H$ 年確率 10 分間降雨特性係数= $\frac{10$ 分降雨強度 60 分降雨強度

Ⅳ 林地開発許可申請書に添付する計画書及び関係図書

第一 細則第3条に規定する計画書

1 事業及び施設の名称

- (1) 「事業の名称」は例えば、住宅団地の造成、工場・事業場の設置、レジャー施設の設置、土砂等の採掘、農用地の造成等、P19の表4の開発行為の目的に倣い記載すること。
- (2) 「施設の名称」は、例えば、○○住宅団地、○○会社△△工場、○○ホテル、○○採石場等と記載する
- 2 開発地区の面積 (開発行為に係る森林の土地の面積の明細)

(ha)

市町	大字	字	地番	面積	備考

注意事項

- 1 複数市町にまたがる場合は、市町毎に面積の小計を記載する。
- 2 面積は実測とし、ヘクタールを単位として少数第4位まで記載する。
 - (「3 土地利用計画」以降も同じ。)
- 3 土地利用計画

(ha, %)

	1		I			
区分	開発対	象区域	事業区域			
	面積	比率	面積	比率		
造成森林						
残 置 森 林						
計		100.0		100.0		

4 事業区域の用途別面積及び権利の取得状況

					権利者の氏名		同意	立木				3	浅 置 森 林				
区分	市町	大字	字	番地	又は名称	権利の種類	の 有無	立木 権利 の 有無	面	積	開発地区	林齢16 年生以上	林齢15 年生以下	計	造成森林	その他	摘要
開発																	
開発対象地域																	
域																	
	小計																
開発																	
開発対象地域以外の地																	
対象地域以外の地域																	
	小計																
=	Ħ																
備	考		· 录	<u> </u>		×100=		%			• 残	置森林率:	=	<u> </u>	<100=	%	

- 注 1 森林率= (事業区域内の残地森林面積+事業区域内の造成森林面積) / 開発対象地域の面積×100
 - (1) 造成森林のうち、硬岩切土法面等の確実な成林が見込めない部分は算定対象としない。
 - (2) 住宅団地の造成にあっては、事業区域内の緑地面積を含めて差し支えない。
 - 2 残置森林率=開発対象地域内の林齢16年生以上の残置森林面積/開発対象地域の面積×100
 - 3 共有者、抵当権者等権利を有する者全員を記載すること。
 - 4 権利の種類には、所有権、抵当権等を記載すること。
 - 5 共有の場合は、持分を摘要欄にその旨記載する。
 - 6 すべての土地について、申請の3ヶ月前までの登記事項証明書の写しを添付すること。
 - 7 同意を得ていることを証する書類を添付すること。

5 事業区域の面積

(ha)

F	開発対象区域	Ž	開発対象地域以外の地域						
普通林	保安林	小計	農地	原野	その他	公共 用地	計	備考	

6 その他、公共用地の内訳

(ha)

その	の他		公共用地			
		計				計

7 用地取得状況(公共用地を除く)

区分	所有権 取得済	所有取得	有権 导済	所有 外の 取得	権利	承記	若済	小	計	未	承諾		計
開	面積												ha
発 対	四個											1	.00.0 %
開発対象地域	権利者数												人
域	惟州白剱											1	.00.0 %
BB	五往												ha
開 発 _[]	面積											1	.00.0 %
開発対象地域以外の地域		()	()	()	()	()	()人
地域地域	権利者数												
												1	.00.0 %
	面積												ha
計	田作											1	.00.0 %
μl	権利者数												人
	惟州有剱											1	.00.0 %

注意事項

- 1 所有権以外の権利とは貸借権等で、その権利を得ていることを証する書類を添付すること。
- 2 () 内は、開発対象地域の権利者と重複する権利者数を内数で記入すること。

8 開発対象地域の状況

- (1) 開発対象地域の立地条件を明らかにするため、地形、林況(樹種、林齢等)、人家、道路、鉄道その他公共施設の状況について記載すること。
- (2) 法令等に基づく地域指定等を記載すること。

9 土地の利用計画

- (1) 開発対象地域内の土地利用の形態を明らかにするため、切土、盛土、捨土等行為の形態別の施工区域の位置、施工する緑地の区域を記載すること。
- (2) 公共施設及び公益的施設の整備及び維持管理計画とその位置を記載すること。
- (3) 文化財があるときは、種類、位置及びその保護計画と関係機関と協議した結果の資料を添付し、説明を記載すること。

10 残置森林、造成森林、緑地計画

- (1) 残置森林、造成森林、緑地の配置及び維持管理計画を具体的に記載すること。
- (2) 造成森林にあっては、植栽する樹木の種類、高さ、ha当たりの本数等を具体的に記載すること。
- (3) 緑地にあっては、緑化方法を記載すること。
- (4) 残置森林等の維持管理について、関係市町村と協定の締結の有無を記載すること。

11 十工計画

開発行為による土地の形質変更の形態を明らかにするため、次の事項を記載すること。

- (1) 施工前の地盤面(縦断及び横断)、施工後の法面の高さ、勾配及び土質を記載すること。
- (2) 切土、盛土、捨土の工法及び土量を記載すること。
 - ア 「切土」は、切取の順序、小段の巾、高さ、排水施設等の基準、法面保護の方法 を記載すること。
 - イ 「盛土、捨土」は、盛土、捨土を行う前の地盤改良の方針、運土計画、時期、締 固めの方法、小段の巾、高さ、排水施設等の基準、法面保護の方法を記載すること。
- (3) 開発地区内の最高と最低の標高及び位置を記載すること。
- (4) 道路の構造、公園等その他土木工事の施行基準を記載すること。

12 防災施設等の計画

- (1) よう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整地等による防災計画を記載すること。
- (2) 工事施工中の災害防止計画を記載すること。
- (3) 防災施設の構造及び計画根拠を記載すること。(仮説の施設を含む。)

13 水の確保等の計画

(1) 当該地を開発することにより、開発対象地域の周辺における水利用の実態等からみて、必要な水量を確保する必要の有無を記載すること。

また、必要な場合には、貯水池又は導水路の設置等を具体的に記載すること。

(2) 土砂の流出による水質の悪化防止のための措置を記載すること。

14 開発行為の施行工程

工 程 施設 (工事)の種類	月	月	月	月	月	月	月	備 考
	_							

注意事項

- 1 防災施設等の設置を先行して実施するよう計画すること。
- 2 洪水調整池を中心にした流域ごとの防災計画及び土工計画の個別工程を記載すること。
- 3 仮説の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。

15 資金及びその調達計画

(1) 開発行為に要する経費

			造成	工事	費	
総事業費	用地費	公共施設及び 公益的施設費	防災施設費	その他		計

注意事項

- 1 その他の欄には、内容を明記すること。
- 2 工事費等については具体的に根拠を示すこと。

(2) 資金調達計画

総事業費	自己資金	借入金	その他の資金	計	備	考

注意事項

- 1 資金の調達方法に応じ、申請の3ヶ月前までの預金残高証明書、融資証明書及び 資金借入計画書を添付すると。
- 2 その他の資金の欄には、その内容を記載すること。

16 事業の全体計画の概要及び期別計画の概要

全体計画の一部について許可申請する場合には、全体及び期別計画のそれぞれの区域面 積、期間等を中心とした概要を記載すること。

また、工区分けをする場合には、必ず記載すること。

第二 その他市長が必要と認める書類

- 1 申請者に関する書類
 - (1) 事業経歴書

法	令による登録番号								
直	近年度納税額		法人税又 は所得額 円 事業税						円
主	たる取引金融機関								
最近	施行場所	名	尓	施行面積	事 業	費	施行期間	備	考
近の実績									
績									

- (2) 納税証明書(直近年度のもの)
- (3) 法人にあっては登記事項証明書及び定款、法人でない団体にあっては代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人にあっては住民票等
- 2 「開発行為の施行体制」欄に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する 書類
 - (1) 建設業法許可書(土木工事業)
 - (2) 事業経歴書

法	令による登録番号								
直	近年度納税額		法人税又 は所得額 円 事業税						円
主	たる取引金融機関								
最	施行場所	名	称	施行面積	事 業	費	施行期間	備	考
最近の実績									
績									

- (3) 納税証明書(直近年度のもの)
- (4) 事業実施体制を示す書類(職員数、主な役員・技術者名等)
- (5) 林地開発に係る施工実績を示す書類(監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。)

- 3 排水等を河川等に放流しようとする場合には、当該及び最も影響を受ける地点の河川等 の管理者及び関係水利権者の同意を証する書類。
- 4 他法令の規定により許認可を必要とする場合には、当該許認可がなされているものにあっては、許認可を証する書類、手続中のものにあっては手続を証する書類。
- 5 給水施設のため、地下水を利用するものにあっては、影響する地域住民の同意及び関係機関との協議を証する書類並びに水道事業者から給水を受けようとするものにあっては、 給水を受けることが出来る旨を証する書類。
- 6 開発行為に影響を受けることが認められる土地がある場合(影響を受けることが認められる場合とは、開発区域から30m以内に事業区域外の土地がある場合のことをいう)には、「隣接地(近接地)所有者同意書」による同意書。
- 7 公共用地の境界確認、用途廃止、払下げ等の手続を証する書類。
- 8 その他の必要な書類。

第3 細則第2条及び3条に規定する図面

事業区域…赤線、開発対象地域…青線で明示

事業の目的	図面の種類	標準縮尺	明示すべき事項	備考
	位置図	1/50,000 以上	①事業区域 ※道路のみの場合は線形 ②方位	事業区域とは、一体として事業を行お うとする区域
	区域図	1/2,500 以上	①事業区域 ②開発対象地域 ③開発地区 ④市町村・大字・字界及び地番 ⑤法令等に基づく地域の指定 状況	等高線の入った図面で、周辺の状況が 判断できる範囲を図示すること。
	公図	-	①事業区域 ②市町村・大字・字界及び地番	
共 通	林況図	1/2,500 以上	①事業区域 ②開発対象地域 ③針葉樹・広葉樹別人工林・天 然林及び林齢別 (15 年生以下と 16 年生以上)	等高線の入った図面で、周辺の状況が 判断できる範囲を区別毎に色分けす る。 ●人工針葉樹…濃緑 ●人工広葉樹…濃橙 ●天然針葉樹…薄橙 ●天然広葉樹…薄橙 15 年生以下は網を掛ける
	求積図	1/2, 500 以上	①事業区域 ②開発対象地域 ③市町村・大字・字界及び地番 ④各施設 ⑤開発対象地域内の林齢 15 年 生以下の区域	用途別に色分けする。 ●造成森林…濃緑 ●残置森林…無色 15 年生以下は網を掛ける その他…適宜
	土工定規図	1/100 以上	①標準断面の法勾配及び排水施設(小段の排水) ②工作部の構造 ③切土・盛土の法面保護等	
	現況平面図	1/2, 500 以上	①事業区域 ②開発対象地域 ③開発地区 ④市町村・大字・字界及び地番 ⑤各施設	
事業の目的	図面の種類	標準縮尺	明示すべき事項	備考
別 宿 ル 治 ヤ ル ボ 来 、 業 団 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	土地利用計画平面図	-	①事業区域 ②各施設	等高線の入った図面で、周辺の状況が 判断できる範囲を図示し、施設毎に色 分けする。 ●造成森林…濃緑 ●残置森林…無色 ●調整池…水色 ●その他…適宜

		ı				
(A)	造成計画平面図(測点位置図)	1/2,500 以上	①事業区域 ②測点 ③測線	土地利用計画平面図を使用し、施設毎に色分けする ●法面…橙 ●調整池…水色 ●道路・よう壁等施設…紫 ●その他…薄緑		
	造成計画縦断図	1/1,000 以上	①測点②距離②逓加距離④地盤高⑤計画高⑥切土高⑦盛土高⑧勾配	縦・横の縮尺については必ずしも同一 でなくても良い。		
	造成計画横断図	1/500 以上	①測点 ②地盤高③計画高 ④工作物	縦、横とも同じ縮尺とする 標題部に測点番号を記入する		
	運土計画平面図	1/2,500 以上	①切土・盛土の区分 ②運搬土量 ③運搬方向	土地利用計画平面図を使用し、色分けする。 (切土…黄 盛土…青)		
	流域図		①事業区域 ②狭隘部の位置及び測点 ③各測点での流域及び面積 ④河川名及び位置	調整池から河川までの間も図示する こと。放流経路を彩色すること。地形 、土地利用の実態も記入する。		
	雨水排水計画 平面図	1/2,500 以上	①排水系統毎に番号 ②流出係数毎の面積 ③管径毎の規格、勾配	土地利用計画平面図を使用すること。		
	汚水排水計画 平面図		①浄化施設 ②排水系統	土地利用計画平面図を使用すること。		
	調整池流域図	1/2,500 以上	①開発前の流域面積 ②開発後の流域面積 ③流出係数毎の面積 ④非調整流域面積 ⑤排水系統 ⑥流末水路	土地利用計画平面図を使用し、調整池 及び流域毎に網掛をし、色分けする。		
	調整池平面図	1/100 以上	①調整池構造全体 ②FH・LWL・HWL・HHWL	1m毎の等高線の入った図面で、容量 が算出できる範囲まで図示する。		
	調整池構造図	1/100 以上	①FH・LWL・HWL・HHWL ②オリフィスの位置及び寸法 ③堤高 ④各部詳細図			
	防災施設構造図	1/100 以上	①えん堤、擁壁、フトン籠等② 施工中の防災施設			
	施工中防災計画 平面図	1/2,500 以上	①仮設防災施設の位置及び形 状	土地利用計画平面図を使用すること。		
	建築物の概要	1/100 以上	①平面図 ②正面図 ③側面図 ④建物の高さ ⑤建築面積			
	道路計画平面図	1/2,500 以上	①測点(BP・No・BC・MC・EC・ EP)	造成計画平面図と併用してもよい。		

道路計画縦断図	1/1,000 以上		他の施設に接続する場合は、その施設 の計画高まで図示すること。
道路計画横断図	1/500 以上	() 7音 () 2十 田 4亩 伏 ジ 2 1日 1	他の施設に接続する場合は、その施設 の計画高まで図示すること。

事業の目的	図面の種類	標準縮尺	明示すべき事項	備考
	土地利用計画 平面図	1/2,500 以上	①事業区域 ②各施設 ③コースの高さ 5m毎の計画線 ④コースの Tee・IP・Green の 計画高	(A) に同じ
	造成計画平面図 (測点位置図)	1/2,500 以上	(A) に同じ	(A)に同じ。コース等が隣接する場合は、その計画高まで図示すること。
	造成計画縦断図	1/1,000 以上	II	(A) に同じ。コース等が隣接する場合は、その計画高まで図示すること。
	造成計画横断図	1/500 以上	II	(A)に同じ。調整池盛土用に運土する 場合は、具体的に表示すること。
	運土計画平面図	1/2,500 以上	11	(A)に同じ
	流域図	1/25,000 以上	II	II
	雨水排水計画 平面図	1/2,500 以上	II	IJ
ゴルフ場	汚水排水計画 平面図	1/2,500 以上	II .	IJ
ス キ ー 場 (B)	調整池流域図	1/2,500 以上	II	IJ
	調整池平面図	1/100 以上	II	IJ
	調整池構造図	1/100 以上	II .	II
	防災施設構造図	1/100 以上	II .	II
	施工中防災計画 平面図	1/2,500 以上	II .	II
	建築物の概要	1/100 以上	II .	II
	道路計画平面図	1/2,500 以上	"	"
	道路計画縦断図	1/1,000 以上	"	"
	道路計画横断図	1/500 以上	11	n

事業の目的	図面の種類	標準縮尺	明示すべき事項	備考						
	土地利用計 画平面図	1/1,000 以上	①事業区域 ②各施設 ③跡地利用計画	(A) に同じ						
	採取計画平面図 (測点位置図)	1/1,000 以上	①事業区域 ②測点 ③測線	II						
	採取計画縦断図	1/1,000 以上	①採取前の計画高 ②採取後の計画高 ③埋戻す場合は、埋戻し後の計 画高	II						
土石等の採掘 (C)	採取計画横断図	適宜	同上	II						
	法面保護構造図	1/100 以上	①採取後の法面保護工	土工定規図と併用しても良い。						
	防災計画平面図	1/1,000 以上	①調整池 ②沈砂池の位置 ③流末水路	土地利用計画平面図を使用すること。						
	防災施設構造図	1/100 以上	①調整池 ②沈砂池 ③排水路 ④排水施設 ⑤流末処理等							
	必要に応じ、流域図、雨水排水計画平面図、調整池流域図、調整池平面図、調整池構造図、施工中 防災計画平面図等を(A)に準じ添付する。									
	土地利用計画 平面図	1/1,000 以上	①事業区域 ②農地の区域	(A) に同じ						
	造成計画平面図 (測点位置図)	1/1,000 以上	①事業区域 ②測点 ③測線	II						
農用地造成	造成計画縦断図	1/1,000 以上	(A) に同じ	II						
(D)	造成計画横断図	1/100 以上	II .	II						
	用水排水計画図	1/1,000 以上	①給水、排水の位置	土地利用計画平面図を使用すること。						
			 非水計画平面図、調整池流域図、 と構造図等を(A)に準じ添付す	- 調整池平面図、調整池構 造図、施工 -る。						
道路	土地利用計画 平面図	1/2,500 以上	①事業区域 ②道路の区域	(A) に同じ						
(E)	必要に応じ、道路 じ添付する。	各計画平面区	· 図、道路計画縦断図、道路計画横	断図、防災施設構造図等を(A)に準						

注意事項

- 1 上記図面のほか、必要な図面の縮尺は適宜定めること。
- 2 必要がないと認められる図面は省略することができる。

第4 添付する計算書等

1 土量計算書

切土・盛土量及び搬入土砂量の計算書を添付すること。

※ 土砂の搬入が必要な場合は、「土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の 防止に関する条例」に基づく規制の有無を確認すること。

2 面積計算書

3 雨水等排水の流量計算書

「Ⅲ審査基準 第2法定事項 1災害防止 (5)排水施設の設置」に記載した基準に基づく計算書を添付すること。

4 調整池必要容量計算書

「Ⅲ審査基準 第2法定事項 2水害の防止」に記載した基準に基づく計算書を添付する こと。

5 調整値計算容量計算書

計画する調整池の容量の確認ができる図面を添えて、その計算書を添付すること。

- 6 給水量の計算書
- 7 設計者及び工事施工業者一覧表
- 8 その他必要と認められる計算書等(よう壁等の安定計算書、地質調査書等)よう壁等重要な構造物については、構造図と安定計算書等を添付すること。

V 様 式

林地開発許可申請書

年 月 日

大田原市長 様

住 所 法人にあっては名称 申請者氏名 及び代表者の氏名

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の所在場所	大田原市
開発行為に係る森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続き状況を記載すること。
- 3 開発行為施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施工者に防 災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請 時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、 開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこ れに代えることができる。

水山小		* 木肉 (木)										
			エ	事	着	手	届	出	書	年	月	日
大日	田原市長			桪	47							
				届出	出者	住氏		〔 〕 〕 及	E人にあって なび代表者	ごは名称) の氏名)		
開	発行為に関	する工事に	着手し	したの	で、	森林	法施行	宁細貝	川第4条の規	見定により	届け出	ます。
開発	許可年月	日、番号		年		月	日	大日	田原市指令	第	号	
開発	対象地域の	所在場所										
開系	ě 行 為	の目的										
開発	行為着目	手年月日			年		月	日				
エ	住	所										
事施元	氏	名										
工者	連絡	場所								電話		
現	住	所										
場管理	氏	名										
理 者	連絡	場所								電話		

様式第2号(第5条関係)

				林	地 閉	引 発	許	可	済			
	許可年月			年	月	日	大田原市指令	第	号			
45 cm	許可を受けた者・	住	所									
	計刊を支げた有	氏	名									
		住	所									
	工事施工者	氏	名									
		現場管理	者									
	工 事 期 間											

- 43 -

 $60 \, \mathrm{cm}$

工事完了届出書

年 月 日

大田原市長様

届出者 住 所 (法人にあっては名称) 氏 名 及び代表者の氏名)

開発行為 (年月日大田原市指令第号に関する工事が完了したので、森林法施行細則第6条の規定により届け出ます。

- 1 <u>工事完了年月日</u> 年 月 日
- 2 開発行為をした森林の所在場所
- 3 工事施工者 住所

(電話)

氏 名

開	発	行	為	承	緥	届	Ж	書
1213		1 7	11.3	/ 1 .	/	/ш		

年 月 日

大田原市長 様

> 届出者 住 所 [法人にあっては名称] 氏名し及び代表者の氏名

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為の地位を承継したので森林法施行 細則第7条の規定により届け出ます。

開発許可年月	月日、	番号	年	月	日	大田原市指令	第	号
ht 교 ŵ l	住	所						
被承継人	氏	名						
承継の	原	因						
承継年	月	日						

- 添付書類 1 開発行為に係る事業の譲渡、相続、合併等を証する書類
 - 2 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類 (計画書「15資金及びその調達計画」の様式使用)
 - 3 譲受人が法人の場合、法人の登記事項証明書及び印鑑証明書

					林地開発計画変更許可申請書			
						年	月	日
J	大田原市	長			様			
					届出者 住 所 { 法人にあっては名利 氏 名 【 及び代表者の氏名			
	旨令				の規定により許可を受けた開発行為(年 画を変更したいので森林法施行細則第8条第1項の			
	発 行林 の							
変	更	の	理	由				
変	更	の	概	要				
備				考				

林	批	開	発	計	画	変	更	届	Ж	書
- r r -	-	1/11	/ 🗆	HI	-		\sim	/Ш		=

年 月 日

大田原市長様

届出者 住 所 法人にあっては名称 氏 名 及び代表者の氏名

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為に関する計画を変更したので、 森林法施行細則第8条第2項の規定により届け出ます。

開	発許	:可:	年月	日	、番	号		年	月	日	大田原市指令	第	号	
開森		行の		に 在	係場	る所								
開	発	行	為	の	目	的								
亦	甫	17	核	ス	事	佰	(新)							
久	灭	<i>(</i> _	尔	(a)	尹	坟	(旧)							
変	5	E	の	Ŧ	里	由								
変	<u> </u>	Ę	年		月	日		年	月	日				

災	害	発	生	届	出	書
火	古	光	生.	畑	ш	音

年 月 日

大田原市長様

届出者 住 所 (法人にあっては名称) 氏 名 (及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る区域に次のとおり災害が発生したので届け出ます。

開	発許	可 :	年月	日	、番	号	年	月	日	大田原市指令	第	号	
開	発	行	為	Ø	目	的							
開	発	行	為	に	係	る							
森	林	\mathcal{O}	所	在	場	所							
開	発	討	f ī	可	面	積							
災	害	発	生	年	月	田	年	月	日				
災	害	発	生	の	筃	所							
災		害		面		積							
災	1		の	*	犬	況							
復	[]	3	の	į	方	法							
復	旧 爿	之了	予	 定 ^在	丰 月	日	年	月	日				
そ			の			他							

様式第8号(第10条関係)

一時中止開発行為の届出書廃止

年 月 日

大田原市長様

届出者 住 所 (法人にあっては名称) 氏 名 (及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為 (年月日大田原市指令第号)を(一時中止・廃止)したいので、森林法施行細則第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 開発行為を (一時中止・廃止) しようとする年月日
- 2 その理由
- 3 事後処理

添付書類 1 当該開発対象地域の現況を撮影した写真

- 2 一時中止しようとするときは、当該土地の保安に関する計画書
- 3 廃止しようとするときは、廃止した後における当該土地の利用計画を示す図

書

Ⅵ 参 考 様 式

(参考様式1)

開発行為施行同意書

年 月 日

事業者様

権利者 住所 氏名

(EII)

私が権利を有する下記の物件について、(付随する立木も含めて) 森林法の規定に基づき開発行為を行うことに同意します。

また、下記の物件の全部または一部について、(付随する立木も含めて) 残置森林として適正に維持管理されることに同意します。

記

	土地の所在		地目	権利の種類	面積	備考
大字	字	番地	地口	作曲がリックイ里を見	(公簿)	加力

[※]備考欄には残置森林の有無を記載すること。

(参考様式2)

隣接地(近接地)所有者同意書

年 月 日

事業者様

隣接地所有者 住所 氏名

(EII)

私が権利を有する下記の物件の隣接地(または下記の物件から30メートル以内の近接地) において、森林法の規定に基づき開発行為を行うことに隣接地(近接地)の土地所有者とし て同意します。

記

	土地の所在		₩ ⊟	権利の種類	面積	備考
大字	字	番地	地目	作作りのが生活	(公簿)	1佣石

開発行為チェックリスト

開発名		開発事業者名								弋(地区名)		1004	丰確率 ×	1.44 (1.2)		
面積		ha 位置								勢工							
設計者									地山に設置		桿	排造(RC3∈	60巻)		管 径		
協議	第1回協調	養第	等2回協議	第3	回協議	第4	回協議	放流管	スクリーン		ž	エアーべこ	ント高		遮水壁		
年月日	年 月	目	年 月 日		年 月 日	4	年 月 日		面 積	į		HHWL	.以上		継手		
協 議 出席者																	
メモ																	
	下流水路調查	E 有(点) • 無		=m ±6.24.	最 小	河川名又										
	下流水路改修	有	· 無		調整池名	比流量	は水路名	メ									
許 容	流下能力算定	合理:	式・その他	比流量													
放流量	縦断勾配	水面勾置	記・河床勾配	比加里													
	算定水深	8 割	・ その他														
	粗度係数																
	調整池タイプ	築堤	• 掘込	降雨強/ (地区》		. 1/30 ()	モ									
	流域変更有無	有	• 無	容	量計算	厳密法	・簡便法										
調整池計画	開発前後に おける流域	開発前 開発後			めない区域 めない区域	1,4	• 無										
計	流出係数	0.6 •	0.9 • 1.0		(法面等)	適	 不適 										
曲	堆砂量	150	• 200	林	地開発	有	· 無										
	池の連結	有	· 無	池〜	への流入	自然	・暗渠等										
	利水そ	の他の容量の	の有無	有	(かんがい・	管理用)	• 無			Ţ							
	調整池名	流域面積	流出係数	許容放	流量 調整注	也容量	ha当たり		ーリング	ダムの	堤体沿			ダムの形状		洪水吐	放流管
⊒ l/ .	W-10-1	ли-дш-ід	Muli May	11-11 /3/21	/U.S. HARE!		容 量	深さ	基礎基盤	地質	上流	下流	堤頂幅	法面処理	余裕高	DONE	73,7 File E
諸元																	
一 覧																	
表																	

(参考様式4)

調整池計画諸元一覧表

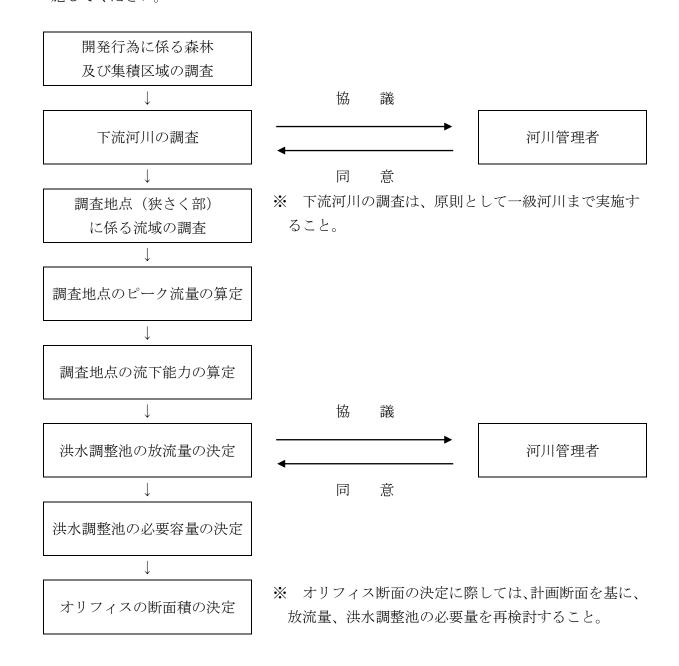
	項 目	単 位	○○○調整池	○○○調整池	備考
流	域 面 積	ha, km²			
流	出 係 数				
洪	水到達時間	分			
比	流 量	m³/s/km²			
許	容 放 流 量	m³/s			
	タ イ プ				
堤	堤。高	m			
体	堤 頂 幅	m			
	余 裕 高	m			
	計 画 水 深	m			
貯	堆 積 深	m			
留	調節容量	m³			
部	堆 積 量	m³			
	農業用水量	m³			
放	放 流 量	m³/s			
流施	オリフィス形状	cm			
設	スクリーン形状	mm			
洪	計 画 流 量	m³/s			
水	越流水深	m			
吐	越流形状	m			

WI 洪水調整池の設計について

1 洪水調整池の設計手順

洪水調整池の放流量、必要容量及びオリフィス等の設計は、次の順序で行います。 また、設計にあたっては、調査方法、調査地点の設定、河川等の許容放流量について、 排水先の下流河川等の管理者の同意が必要です。

なお、河川管理者(栃木県河川課水政管理担当 TEL028-623-2442、市道路課管理係 TEL0287-23-8717) との協議は、「開発行為チェックリスト」(参考様式3)により実施してください。



2 洪水調整池の設置

(1) 洪水調整池

「災害の防止機能」(森林法第10条の2第2項第1号)及び「水害の防止機能」(同項第1号の2)の両面から検討を行い、同時にそれぞれの要件を満たすことのできるものとする。

(2) 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。

やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、研究機関等の第三者による地質調査等により浸透型施設でも問題がない明確な根拠を示すと共に、尾根部や現地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

3 洪水調整池の設計

(1) 流域

ア 開発前後の流域変更は原則行わないこととして造成計画すること。変更が必要な場合には、あらかじめ河川管理者と協議を行うこと。

- イ 開発流域から流出する雨水は、すべて調整池に取り込むものとし計画すること。なお、 調整池の流域は、開発区域だけでなく雨水が流入するすべての流域とする。
- ウ 開発区域内で調整池に取り込めない流域がある場合には、適切な処理を行うこと。
- (2) 下流河川等の流下能力及び比流量

ア 現況水路等の調査

下流河川等の排水能力の変更地点(3箇所以上)ごとに、その断面、勾配を測定し、 流下能力及び比流量を算定する。(開発地点下流の水路、河川等の流下能力調査は一級河 川まで調査を行うこと。)

なお、流量は原則マニング公式によるものとする。

$$Q = A \cdot V$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

Q:雨水流出量(m³/sec) n:粗度係数

A: 断面積 (m²) R: 径深 (m)

V:流速 (m/sec) I:勾配 (1/○○)

イ 最少比流量の決定

調査結果について、流下能力計算表等を作成し、最少比流量ポイントを調べる。

この最少比流量と流末放流河川の比流量を比較し、許容放流量算定対象の比流量を決定する。

(3) 許容放流量の算定

「調整池からの許容放流量」は、次式により算出すること。

※取り込めない流域がある場合は、別途計算すること。

(4) 調整池の容量決定

ア「許容放流量に対応する雨量強度」は、次式により算定する。

$$r c = Qpc \cdot$$
 f : 開発後のAの流出係数

イ「調節必要容量」は、次式により算出することができるものとする。

$$V = (r 30 - \frac{r c}{2} \cdot t \cdot f \cdot A \cdot \frac{1}{6})$$

V :調節必要容量 (m³)

f : 開発後のAの流出係数

A :調整池の集水区域面積(ha)

r30(r50): 30 年(50 年)確率雨量強度 (mm/hr)

rc : 許容放流量に対応する雨量強度 (mm/hr)

t :任意の継続時間(分)

ウ 「必要容量が最大となる降雨継続時間」は、次式により算定する。

$$30$$
年(50年)確率降雨強度式を $\frac{a}{t+b}$ とすると次により求める。

$$t i = \sqrt{\frac{2 \cdot a \cdot b}{r c}} - b$$

エ 「洪水調整池必要量」は「調節必要容量」に「堆砂量」を見込んだ容量とする。 堆砂量は400 m³/ha/年を標準とする。 V=設計堆砂量×開発面積

なお、農業用水等を確保する場合は、別途算出すること。

4 調整池の構造

S =

(1) オリフィスの断面積は、次式により算定する。

Qpc

2 · g · H

S:オリフィスの断面積 (m²)

Qpc: 許容放流量 (m³/sec)

C :流量係数

・ベルマウスを有するとき $C = 0.85 \sim 0.9$

・ベルマウスを有しないときC=0.6

g :重力加速度(9.8m/ sec^2)

H:調節有効水深(m)

(2) 洪水吐(余水吐)の設計

ア 洪水吐(余水吐)

(ア) 開発区域が5ha以上

原則として「横越流型式」で設置すること。

(イ) 開発区域が 5 h a 未満

原則として、洪水叶(余水叶)等の「排水塔形式」で設置すること。

なお、流域貯留施設等技術指針(案)に示す流域貯留施設(小堤、浅い堀込式) を設置する場合で、完全堀込式の場合は洪水吐(余水吐)を設けないとすることが できる。

イ 設計流量

コンクリートダム 200年間確率の洪水流量の1.2倍以上

フィルムダム 200年間確率の洪水流量の1.4倍以上

ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、 100 年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと市が認める 場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

(3)余裕高

洪水調整池の設置方式に関わらず、原則として 0.6m以上とする。

5 その他

- (1) 計画した洪水調整池について、「調整池計画の構造及び諸元一覧表」(参考様式4)に よりとりまとめること。
- (2) その洪水調整池の構造等に関する技術的基準については、フィルムダム及び堀込式に あっては、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)(昭和62年日本河川協会策定)」 コンクリートダムにあっては、「建設省河川砂防技術基準(案)(平成9年日本化繊協会 策定)」を参照すること。

Ⅷ 関係法令等の抜粋について

森 林 法(抄)

[昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号]

(この法律の目的)

第1条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は 住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除 く。
 - (1) 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
 - (2) 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地
- **2** この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及 び育成することができる者をいう。
- 3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営 に関する法律(昭和26年法律第246号)第10条第1号に規定する分収林である森林をい い、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

(承継人に対する効力)

第3条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、 森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若し くは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

(地域森林計画)

- 第5条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る 民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向か らみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき、5年 ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を一期とする地域森林計画をたてな ければならない。
- 2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) その対象とする森林の区域
 - (2) 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する 基本的な事項
 - (3) 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
 - (4) 造林面積その他造林に関する事項
 - (5) 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
 - (6) 公益的機能別施業森林の区域(以下「公益的機能別施業森林区域」という。)の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
 - (7) 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

- (8) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- (9) 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下「鳥獣害防止森林区域」という。)の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
- (10) 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)
- (11) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- (12) 保安林の整備、第41条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために 必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第4条第3項の規定は、地域森林計画に準用する。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

(地域森林計画等の遵守)

- 第8条 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、 地域森林計画に従つて森林の施業及び保護を実施し、又は森林の土地の使用若しくは収益 をすることを旨としなければならない。
- 2 森林管理局長は、前条第1項の森林計画に従つて国有林を管理経営するよう努めなければならない。

(開発行為の許可)

- 第10条の2 地域森林計画の対象となつている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 国又は地方公共団体が行なう場合
 - (2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当 しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
 - (1) 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - (1) 2 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

- (2) 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- (3) 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、 森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第1項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限 り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市 町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

第10条の4 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定する ものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

- 第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
 - (2) 第10条の2第1項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
 - (3) 第 10 条の 17 第 1 項の規定による公告に係る第 10 条の 15 第 1 項に規定する公益的機能維持増進協定(その変更につき第 10 条の 18 において準用する第 10 条の 17 第 1 項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの)に基づいて伐採する場合
 - (4) 第 11 条第 5 項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第 12 条第 3 項において読み替えて準用する第 11 条第 5 項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合
 - (5) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合

- (6) 第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合
- (7) 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
- (8) 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
- (9) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- (10) 除伐する場合
- (11) その他農林水産省令で定める場合
- 2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届 出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告し なければならない。
- 3 第1項第9号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産 省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。 (立入調査等)
- 第 188 条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。
- 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。
- 3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。
- 4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯 し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと 解してはならない。
- 6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた 者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。 (不服申立て)
- 第190条 第10条の2、第25条から第26条の2まで、第27条第3項ただし書(第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。)、第33条の2(第44条において準用する場合を含む。)、第41条若しくは第43条第1項の規定による処分又は第28条(第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。)に規定する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

- 2 行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 22 条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に 準用する。
- **3** 第4章の規定による都道府県知事の裁定についての審査請求においては、損失の補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。
- 第206条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に 処する。
 - (1) 第10条の2第1項の規定に違反し、開発行為をした者
 - (2) 第10条の3の規定による命令に違反した者
 - (3) 第34条第2項(第44条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
 - (4) 第38条第2項の規定による命令(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。)に違反した者
- 第208条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第10条の8第1項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者
 - (2) 第10条の9第3項又は第4項の規定による命令に違反した者
 - (3) 第31条(第44条において準用する場合を含む。)の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
 - (4) 第34条の2第1項(第44条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者
 - (5) 第34条の3第1項(第44条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者
- 第210条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第10条の8第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (2) 第10条の8第3項又は第34条第9項(第44条において準用する場合を含む。)の規 定に違反して、届出書の提出をしない者
 - (3) 第34条第8項(第44条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、都道府県 知事に届け出ない者
- 第 212 条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第 205 条から第 210 条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、 その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合 の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則[昭和49年5月1日法律第39号抄]

(開発行為に係る経過規定)

第5条 この法律の施行の際現に開発行為(新法第10条の2第1項の開発行為をいう。以下同じ。)を行なつている者は、当該開発行為について同項の許可を受けたものとみなす。

森林法施行令(抄)

[昭和26年7月31日政令第276号]

(開発行為の規模)

- 第2条の3 法第10条の2第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。
 - (1) 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル
 - (2) 太陽光発電設備の設置を目的とする行為当該行為に係る土地の面積 0.5 ヘクタール
 - (3) 前2号に掲げる行為以外の行為当該行為に係る土地の面積1ヘクタール

森林法施行規則(抄)

[昭和26年8月1日農林省令第54号]

(開発行為の許可の申請)

- 第4条 法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、 都道府県知事に提出しなければならない。
 - (1) 開発行為に係る森林の位置図及び区域図
 - (2) 開発行為に関する計画書
 - (3) 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
 - (4) 許可を受けようとする者(独立行政法人等登記令(昭和39年政令第28号)第1条に規定する独立行政法人等を除く。)が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - (5) 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、 当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)

- (6) 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類 (開発行為の許可を要しない事業)
- 第5条 法第10条の2第1項第3号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに 該当するものに関する事業とする。
 - (1) 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
 - (2) 軌道法 (大正 10 年法律第 76 号) による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に 供する施設
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
 - (4) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理
 - (5) 放送法 (昭和 25 年法律第 132 号) 第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送 設備
 - (6) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設
 - (7) 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) 第2条第5項に規定する港湾施設
 - (8) 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業(前号に該当するものを除く。)
 - (9) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは 専用自動車道(同法第 3 条第 1 号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事 業法(平成元年法律第 83 号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供 するものに限る。)又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定 期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)若しくは貨物自動車運送 事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項に規定する特別積 合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設
 - 10 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館
 - (11) 航空法(昭和27年法律第231号)による公共の用に供する飛行場に設置される施設で 当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を 確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供 するもの
 - (12) ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 13 項に規定するガス工作物(同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。)
 - (13) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業
 - (14) 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定する工業用水道施設
 - (15) 自動車ターミナル法 (昭和 34 年法律第 136 号) 第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
 - (16) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、 同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する 同項第18号に規定する電気工作物

- (17) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第4条第 15 項に規定する都市計画事業(第 13 号に該当するものを除く。)
- (18) 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設
- (19) 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第5条第2項第2号に規定する事業用施設

(適用除外)

- 第6条 法第10条の4の農林水産省令で定める森林は、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第3条の境内地(同条第2号及び第3号に掲げる土地を除く。)たる森林(保安林又は保安施設地区内の森林を除く。)とする。
- 2 森林所有者は、その森林につき法第 10 条の 4 の農林水産大臣の指定を受けようとすると きは、指定申請書(2通)に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を関係都道府県知事及び関係市町村 の長に通知するものとする。

(伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項)

- 第8条 法第10条の8第1項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 伐採樹種
 - (2) 伐採の期間
 - (3) 伐採後の造林の方法別及び樹種別の造林面積
 - (4) 伐採後に植栽する樹種別の植栽本数
 - (5) 伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあつては、 その供されることとなる用途

(伐採及び伐採後の造林の届出)

- **第9条** 法第10条の8第1項の届出書は、伐採を開始する日前90日から30日までの間に 提出しなければならない。
- 2 前項の届出書の提出部数は、1通とする。
- **3** 第1項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 届出の対象となる森林の位置図及び区域図
 - (2) 届出者(国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。)が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - (3) 届出の対象となる森林の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)
 - (4) 届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)
 - (5) 届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類
 - (6) 届出者が届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を

行ったことを証する書類

- (7) 前各号に掲げるもののほか、市町村の長が必要と認める書類
- **4** 前項第6号に掲げる書類については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その 添付を省略することができる
 - (1) 届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
 - (2) 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
 - (3) 届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

森 林 法 施 行 細 則(抄)

[昭和50年1月31日栃木県規則第1号]

【R5.4.1の改正内容に合わせ差し替え】

(趣旨

第1条 森林法 (昭和26年法律第249号。以下「法」という。) の施行については、森林法施行令 (昭和26年政令第276号。以下「政令」という。)、森林法施行規則 (昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。) 及び森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件 (昭和37年農林省告示第851号) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(開発行為の許可申請書に添付する図面)

- 第2条 省令第4条に規定する位置図及び区域図は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 位置図 法第 10 条の2に規定する開発行為(以下「開発行為」という。) に係る森林 の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図
 - (2) 区域図 次の事項を明示した図面で縮尺3千分の1以上のもの
 - イ 開発行為をしようとする森林の区域(開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下「開発対象地域」という。)及び開発行為に係る森林の土地の区域(以下「開発地区」という。)
 - ロ 開発対象地域及び開発地区を明示するのに必要な範囲内における市町村界又は市町 村の区域内の町若しくは字の境界
 - ハ 開発対象地域及び開発地区に係る土地の地番及び形状

(開発行為に関する計画書)

- 第3条 省令第4条第1号に規定する計画書の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称
 - (2) 開発対象地域の面積
 - (3) 現況図(地形、林況、開発対象地域の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面)
 - (4) 利用計画図(切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設 又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面)

- (5) 法面の断面図(法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す 図面)並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量
- (6) 防災施設等設計図 (擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面) 及び設計根拠
- (7) 建築物等の概要図
- (8) 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理方法(残置し、又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等の間における保全に関する協定等を添付すること。)
- (9) 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法
- (10) 開発行為の施行工程
- (11) 開発行為に要する資金の額及びその調達方法
- (12) 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
- (13) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類

(工事着手届出)

第4条 法第10条の2第1項の規定により開発行為の許可を受けた者(以下「開発事業者」という。)は、当該許可に係る工事に着手したときは、遅滞なく工事着手届出書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(標識の掲示)

第5条 開発事業者は、開発行為の許可を受けた日から工事完了の日まで開発対象地域に通じる主要な道路の付近で、かつ、当該許可に係る工事現場の見やすい場所に開発許可済標識(別記様式第2号)を掲示しなければならない。

(工事完了届出)

第6条 開発事業者は、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了届出書 (別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(開発行為の承継の届出)

- 第7条 開発行為に係る事業について開発事業者から当該事業を譲り受けたとき、若しくは 開発事業者について相続があつたとき又は開発事業者たる法人が合併したときは、当該譲 受人若しくは相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、遅滞な く開発行為地位承継届出書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 開発行為に係る事業の譲渡若しくは相続があり又は開発事業者たる法人の合併があったことを証する書類
 - (2) 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類 (開発行為の計画変更)
- 第8条 開発事業者は、許可を受けた開発行為に関する計画を変更しようとするときは、林 地開発計画変更許可申請書(別記様式第5号)に第2条第2号に規定する区域図及び第3 条に規定する計画書のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるもの(以下「変更図書」 という。)を添え知事に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変

更をしようとするときは、この限りでない。

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称の変更
- (2) 建築物等の概要図の変更

(災害発生の届出)

- (3) 開発行為に要する資金の額又はその調達方法の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、森林の有する公益的機能を維持する上で支障がない軽微な変更として知事が定めるもの
- 2 開発事業者は、前項各号に掲げる変更をしたときは、速やかに、林地開発計画変更届出書(別記様式第6号)に変更図書を添え知事に提出しなければならない。
- 第9条 開発事業者は、開発対象地域内において災害が発生した場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、災害発生届出書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。 (開発行為の一時中止又は廃止)
- 第10条 開発事業者が、開発行為を一時中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ 開発行為一時中止 (廃止) 届出書 (別記様式第8号) を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 当該開発対象地域の現況を撮影した写真
 - (2) 一時中止しようとするときは、当該土地の保安に関する計画書
 - (3) 開発行為を廃止しようとするときは、廃止した後における当該土地の利用計画を示す 図書

(申請書又は届出書の経由及び提出部数)

- 第15条 法律、省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は当該申請 又は届出に係る森林の区域を所管する環境森林事務所長又は森林管理事務所長を経由しな ければならない。
- 2 前項の届出書の提出部数は、2部とする。

Ⅳ 一問一答について

開発行為

問1

林地開発許可制度の規制の対象となっている開発行為とは、具体的にどのような行為を指すのでしょうか。

答

開発行為とは「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の 自然的条件、その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等 を勘案して政令で定める規模をこえるもの」(森林法第10条の2第1項)とされています。

土地の形質を変更する行為とは、具体的には表土のかき起こし、切土・盛土・捨土等土砂、岩石の移動を伴う行為、鉱物、骨材の採取等であり、また、土地の理学的及び化学的性質を変化させる行為とされています。次に具体的事案について説明します。

1 塵芥、産業廃棄物等の集積

埋立等投棄したものが土地と一体化し、土地の一部を形成することとなる場合は、土地の形状変更に該当し、許可が必要となると考えられます。また、物件を存置、集積するだけで土地の形状を変更することとならない場合であっても、土地の理学的及び化学的性質を変更することとなる場合は許可が必要と考えられます。

2 緑化木等の掘り取り、転石の採掘

点在する樹木を単木的に掘り取る場合は、許可は不要とされていますが、同一小流域で例えば、0.2 ha、0.4 ha、0.5 ha といったいくつかの区域で集団的に、かつ当初から計画的に掘り取るもので、跡地の形態が原野状を呈することとなる場合は許可が必要になります。

3 蹄耕法による草地の造成

木を伐採せずに単に家畜を放牧するのは許可の対象とはなりません。また、放牧した牛の蹄の力を借りて耕耘する程度の土地の形質変更は通常は許可を要しないと考えます。

しかし、土地の傾斜、表土の状態いかんによっては、許可を必要とする場合もあるため、具体的 事案に即して判断します。なお、木を伐採すれば、伐採行為による土地形質の変更が行われるため、 樹根を残したとしても林地開発行為に該当すると考えられます。

4 造林、開墾のための火入れ

許可を必要としません。ただし、森林法第21条による市長の許可を要します。

5 工事のための一時的な土地の利用

土地の形質を変更することとならないもの以外は許可を必要とします。

6 トンネル、坑道の掘削

出入口の部分、土捨場及び附帯する資材置場、宿舎等土地の形質を変更することとなる部分については、許可を必要としますが、トンネルの内部については、許可を必要としません。

7 ダム工事による水没地、埋没地

開発行為に該当し許可を要します。

間2

複数の森林所有者が林地を提供しあって、共同で宅地造成を行おうとする場合、個々人の所有地は 1 ha 以下であっても、全体面積が 1 ha を超える場合は、林地開発許可を必要とする開発行為に該当しますか。

答

林地開発行為の規模は、地域森林計画の対象森林における土地の形質を変更する行為で、人格・時期・実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものの規模を意味しており、その開発行為の計画が相互に関連があるかどうかにより、林地開発許可を必要とする開発行為に該当するか否かが判断されることになります。

質問の場合は、個々人の土地の面積は1ha 以下ですが、それらの人々が宅地造成を共同で行おうとすることから、明らかに計画の共同性を有しており、開発行為の規模は1ha を超えることになりますので、許可申請が必要となります。

計画の共同性の認定については、個々の事情によって判断されることになりますが、①搬出道路、調整池等を共同で開設していること、②開発を行う会社が同一であること、もしくは異なっていても代表役員が同一人もしくは親会社、子会社の関係にあること、または従前から共同で事業を行っている実績があること、等が計画の共同性を判断する際の勘案事項となります。

例えば、別荘地の有姿分譲の場合、すぐに開発行為に着手しなくても、分譲後は別荘地として開発を行うことが明らかであるため、将来的に開発される森林の面積が1ha を超える場合、開発事業者が林地開発の許可申請を行う必要があります。

間3

「道路のみの新設又は改築の場合の路肩、曲線部等の拡張部分を除く有効幅員が3mを超えるもの」とは具体的にどのようなものなのでしょうか。

答

ここでいう「道路」とは、道路法あるいは道路交通法において定義される道路とは異なり、いわゆる道路としての形状、機能を持っているものであればこれらに該当し、一般公共の用に供しているか否かは問いません。

「路肩部分」とは、道路の主要構造部を保護し、車道の効用を保つために、車道に接続して設けられる帯状の道路の部分であるが、「路肩部分として必要な拡幅部分」とは車道幅員3mの道路であっても、車道の両側に0.5mあれば足りるものであるところから、具体的な道路の算定に当たっては、道路の路端から車道の中心部へ向かって、それぞれ0.5mの幅を路肩部分としています。

「屈曲部」とは、車道の曲線部及び車両の走行を円滑にするために曲線部の外側に設けられる緩和区間を指します。

「待避所」とは、幅員3m以下の道路の場合は1車線となるため、車両がすれ違えるように設けられるものです。「待避所として必要な拡幅部分」とは、新設される道路の見通し等を勘案して必要となる最小限の待避所の部分をいいます。

これら路肩部分及び屈曲部または待避所として必要な拡幅部分を除いた道路の幅員が3mを超える場合には許可を要します。

なお、この規模の算定に当たって、面積は全て水平投影面積によるものです。

申請手続き

問1

2市町にまたがる林地開発行為の許可申請はどのようにすれば良いでしょうか。

答

林地開発行為を行う森林の所在が、2以上の市町にまたがる場合で、その開発面積が1 ha(太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5 h a。以下同じ)を超えるときは、それぞれの市町に所在する森林について、それぞれの市町長に申請することになります。

この場合、ある市町に所在する開発行為に係る森林の土地の面積が1ha以下でも申請する必要があります。

例えば、1. 5 ha の開発行為をする森林が 0. 7 5 ha ずつ 2 市町にまたがっていれば、 2 市町 の長に対してそれぞれ 0. 7 5 ha ずつ申請をすることになります。

このような申請があった場合、該当する市町長は、相互に連絡をとって審査することになるため、 申請者は当該市町の分と開発行為の全体計画とを関連づけて申請することが必要です。

間 2

森林法の許可基準と他法令の許可基準とが異なっている場合の林地開発行為の設計は、どの基準 により作成すれば良いでしょうか。

答

林地開発許可制度のように開発の概念を土地の形質変更に求め、許認可あるいは届出制等により 規制措置をしている法律の目的をみると、例えば採石法は「岩石の採取の事業の健全な発達を図る ことによって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」、都市計画法は「都市の健全な発展 と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とす る」とうたわれているように、各制度の目的の違いから開発行為に係る許認可等の基準も異なって います。したがって、2つ以上の許認可等を必要とする開発行為を行うときは、それぞれの基準に 適合するよう設計することが必要です。

技術基準

問1

擁壁を設置しなければならない基準について説明してください。

答

林地開発許可制度で擁壁の設置に関する基準は、次のようになっています。

- 1 切土・盛土又は捨土を行った後の法面の勾配を地質・土質・法面の高さからみて崩壊のおそれのないものにしようとすることが困難であるか、もしくは適当でない場合には、擁壁の設置が必要となっています。例えば、崩壊のおそれのない法面の勾配にしようとすると、切土や盛土の法面が非常に長くなり、必要以上に開発面積が多くなるときなどが該当します。
- 2 開発箇所が、人家・学校・道路等と近接している場合で、次の(1)又は(2)に該当する場合は擁 壁の設置が必要です。
 - (1) 切土による法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2mを超える場合は擁壁等が必要です。ただし硬岩盤又は次のアもしくはイのいずれかに該当する場合は擁壁等を設けなくて良いことになっています。
 - ア 土質が表の左欄(土質)に掲げるものに該当し、かつ、当該土質に応じた法面の勾配が表の(X)欄の角度以上のもの(切土高に関係なく、角度のみで擁壁等の要否を決定することとしています。)
 - イ 土質が表の左欄(土質)に掲げるものに該当し、かつ、当該土質に応じた法面の勾配が表の(X)欄の角度を超え、表の(Y)欄の角度以下のもので、切土高が5m以下のもの(5mを超える切土高の場合は必要です。つまり角度と切土高の両方によって擁壁等の要否を決定することとしています。)

土質	擁壁等を要しない勾配の上限 (X)	擁壁等を要する勾配の下限 (Y)
軟岩 (風化の著しいものを除く)	6 0 度(1:0.58)	8 0 度(1:0.18)
風化の著しい岩	40度 (1:1.19)	5 0 度(1:0.84)
砂利、真砂土、関東ローム、硬質 粘土、その他これに類するもの	3 5 度(1:1.43)	45度 (1:1)

(2) 盛土による法面の勾配が 30 度より急で、かつ高さが 1 mを超える場合にも擁壁等が必要です。

許可後の手続き

問1

林地開発許可を受けた開発行為の目的を変更する場合、変更許可の申請は必要でしょうか。

答

林地開発行為の目的の変更を行う場合は変更許可が必要です。これは、開発行為の目的を変更する場合は、一般的に森林の有する公益的機能に重大な影響を与えるような大幅な開発行為の設計変更をすることになるからです。

間 2

林地開発許可を受けて開発行為を行ったのですが、事情により 1 ha を超えた時点で中止することになりました。どのような手続きが必要ですか。

答

林地開発許可を受けた開発行為者は、許可条件により、申請書の添付図書等の内容に従って開発 行為を行うことが義務付けられているので、1ha を超えた段階で開発行為を中止する場合は変更 許可申請を行って、許可処分の内容を変更する必要があります。

これは、たとえ許可を受けた開発事業そのものを施工途中で取りやめても、土地の形質を変更した面積が1ha を超えていれば、政令で定める開発行為を行ったことになるので、森林の有する公益的機能に支障をきたさないよう変更許可等の手続きを経て、完了確認を受けることが必要です。間3

林地開発許可を受けた開発行為について、1 ha 以下の開発を行った時点で事業を終了する場合の取扱いはどのようにしたらよいでしょうか。

答

許可を受けた開発行為について1ha以下の開発を行った時点で事業を終了する場合には、結果として、林地開発許可制度に規定している開発行為には該当しないことになりますので、完了届に代えて「廃止届」を提出する必要があります。

許可制の適用を受けない開発行為

間 1

森林法第10条の2第1項には、「林地開発行為を国又は地方公共団体が行う場合」や「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるもの」は都道府県知事(市長)の許可を受けることを要しないとありますが、手続きは不要なのでしょうか。

答

森林法第10条の2第1項に基づき、林地開発行為を「国又は地方公共団体が行う場合」や「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるもの」は許可制の適用除外とされています。しかしながら、これらの機関が林地開発行為をしようとするときは、本制度の趣旨に即して適切に行うことは当然の責務です。

そのため、国又は地方公共団体等が行う開発行為であっても、林地開発の許可基準を満たす計画 とし、市と連絡調整を実施します。連絡調整の手続きは別途お問い合わせください。

間 2

国又は地方公共団体とはどこまでを指すのでしょうか。

答

独立行政法人都市再生機構(独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号。以下「機構法」という。)附則第12条第1項第1号又は第2号の業務(同号の業務にあっては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法律第78号)第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。)として行う場合に限る。)、独立行政法人緑資源機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第10条の2第1項第1号に規定する国又は地方公共団体とみなされます。これ以外は地方公共団体の出資によって構成される法人であっても適用除外の範囲に含まれません。

なお、地方公共団体は、普通地方公共団体としての都道府県及び市町村と特別地方公共団体であるところの特別区、地方公共団体の組合(一部事務組合等)、財産区及び地方開発事業団に区分されます。

問3

省令で定めている事業の実施に先立ち、当該土地が立地的に適しているかどうかの地質調査等を 準備的に行う場合、これを省令事業として扱って良いでしょうか。

答

省令で定められている事業のそのものの実施が未だ確定される以前の段階で、当該事業を実施することが適当かどうかのために行う地質、地形等の立地条件調査等は、省令に定めている事業に附帯する事業とはみなされません。したがって1ha 超える開発を行う場合は林地開発の許可が、1ha 以下の開発を行う場合は伐採届が必要となります。

問4

地域森林計画対象民有林内で学校を造成する場合、林地開発の許可申請をする必要がありますか。 答

省令第5条第3号で定められている学校教育法(昭和22年法律第25号)第1条に該当する学校のうちで、開発行為の許可申請を必要としないのは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園に限られています。

したがって、学校教育法に規定されているものであっても、大学、専修学校及び各種学校については許可の申請が必要です。

間 5

国有林野内で林地開発行為を行う場合の取扱いはどうなるのでしょうか。

答

林地開発許可制度が適用となる森林は、森林法第5条の規定により樹立される地域森林計画の対象民有林(保安林等を除く)に限定され、国有林は、開発行為の規制の対象とされていないため、国有林野内で行われる開発行為は国自らがその行為を審査します。審査は、林地開発許可制度における運用基準等に準じて取り扱われることになっています。

詳しくは、塩那森林管理署(TEL:0287-28-3125)に確認してください。

X 用語の説明

1 事業区域

事業者が一体として事業を行おうとする区域で、森林、農地、宅地、公共用地等の全ての土地を 含む区域をいい、土地の形質を変更(開発行為)する土地のみならず、土地の形質の変更はしなく ても、変更する土地と一団をなし利用される土地を含む区域をいう。

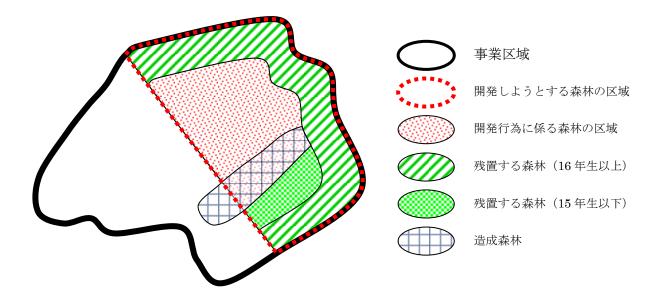
- 2 開発対象地域 (開発行為をしようとする森林の区域) 事業区域のうち、森林法第5条に規定した地域森林計画の対象となっている民有林の区域をいう。
- 3 開発地区(開発行為に係る森林の土地の区域)=開発許可面積 開発対象地域のうち、土地の形質を変更(開発行為)する森林をいう。(注)他法令に基づく許可面積と相違するので注意。ex.都市計画法、砂利採取法、採石法等

4 残置森林

森林を現況のまま保全するものをいい、人工林及び天然林を問わない。ただし、森林機能が十分 発揮されるまでに至らない若齢林(15年生以下の森林とする。)については、残置森林率の算定対 象としない。

5 造成森林

若齢林及び一時的に土地の形質を変更する場合であって、植栽により早期に森林復旧ができると 見込まれるものをいう。ただし、硬岩切土面等で確実な成林が見込まれない部分については、森林 率の算定対象としない。



区分 凡例	森林率の算定対象となる森林	残置森林率の算定対象となる 森林
	0	0
	0	×
	0	×